

民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）承認基準

第1 施設整備借入金償還費の範囲

要綱に規定する施設経営者が、県（国）、市町村、財団法人JKA、財団法人日本船舶振興会（日本財団）、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団及びその他前記と同等と認められる機関から受ける補助金を主な財源として、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）」の補助対象となり得る内容で、知事が認めた整備を行う費用であるもの、またはその他特に知事が同等であると認めたもので、次に掲げるものとする。

1 補助対象とする返済金

次の（1）及び（2）にかかる返済金を補助対象とする。ただし、施設経営者が、県に承認された資金計画以外の建設にかかる寄付金（本部会計及び建設特別会計寄付金収入に限る。）を前年度に受けた場合においては、当該寄付金相当額を控除した額にかかる返済金を補助対象とする。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）からの借入金の元金及び利息
- (2) 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉施設振興資金貸付金（以下「振興資金貸付金」という。）及び旧年金福祉事業団からの借入金元金並びに手数料又は利息

2 補助対象借入金の限度額

(1) 限度額の算定方法

次のア、イ、ウ及びエにより算定した合計額を、補助対象借入金の限度額とする。
ただし、アからエにおいて、実整備額がそれぞれの機構基準事業費を下回る場合は、実整備額を機構基準事業費とみなすこととする。

ア 建築工事

本体工事、冷暖房設備工事、浄化槽設備工事、エレベーター設備工事、スプリンクラー設備工事

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{機構} \\ \text{基準事業費} \end{array} \left[\begin{array}{l} \text{機構} \\ \text{基準単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{利用人数} \\ \text{(施設数)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{敷地造成} + \text{さく井} \\ \text{工事实費} \quad \text{工事实費} \end{array} \right] \\ - \left. \begin{array}{l} \text{補助金等} \\ \text{特定収入} \end{array} \right\} \times 0.8$$

イ 大型設備等工事

介護用リフト等大型設備等工事

$$\left(\text{機構基準事業費} - \text{補助金等特定収入} \right) \times 0.8$$

ウ 設計管理費

ア、イにより算出した額の合計額の5%以内の額とする。

エ 設備整備

$$\left(\text{機構基準事業費} - \text{補助金等特定収入} \right) \times 0.8$$

(2) 補助金等特定収入の取扱い

(1) に定める補助金等特定収入とは、県（国）、市町村並びに財団法人 J K A、財団法人日本船舶振興会（日本財団）、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助金等をいう。ただし、市町村の補助金等（以下「特別補助金」という。）の取扱いは、建築工事、大型設備等工事及び設備整備については機構基準事業費を、設計管理費については、(1) のウに定める額をそれぞれの実整備額と比較し、実整備額が上回る場合は、その上回る額に特別補助金を充当し、なお特別補助金に余剰がある場合において、その額についてのみ(1) の限度額の算定方法上補助金等特定収入とする。

第2 知事に対する事前協議

- 1 この補助金を受けようとするときは、協議書（様式第4号、正副2通）により知事に対して協議を行い、承認を得なければならない。
- 2 知事は、前項の協議があったときは、速やかに全部又は一部を要綱に規定する施設整備借入金償還費の対象事業として承認する旨、若しくは承認しない旨を協議者に通知するものとする。

第3 その他

- 1 令和5年3月31日以前に第2の規定により知事の承認を得た借入金の返済金については、この承認基準により知事の承認を得たものとみなす。
- 2 前項の規定により承認された内容が、後日変更されるような場合等には、承認の変更又は取消しを行う場合がある。